

高麗川地区第 4 回学校運営協議会会議録

高麗川地区第 4 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 6 年 1 月 2 6 日 (金)
場 所	日高市立高麗川小学校
出 席 者	栗原 今野 高麗 馬場 谷口 佐々木 塚越 中野公民館長 小坂井教育指導幹 藤倉 宮川 半田 林 長野
欠 席 者	谷野 加藤
審 議 事 項 及び決定事項等	<p>1 高麗川地区地域学校協働本部組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の変更、追記、事務は事務局へ →承認 <p>2 今年度地域学校協働本部への新たな協力者の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認 <p>3 高麗川地区地域学校協働の連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認 <p>4 令和 5 年度活動報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 月～1 月までを報告 ・毎年行っている活動は総括表にまとめ、継続する。 <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算は印刷代に充てる→承認 ・2/28(水)特別青少年教育講演会 3/24(日)特別家庭教育講演会 <p>6 学校評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 月 5 日 (月) までに、各委員が高麗川小に提出 <p>7 今後の日程について</p> <p>3 月 8 日 (金) 10 : 00～ 高麗川中学校</p>
会 議 資 料	1 地域学校協働本部関係説明資料

	<p>2 地域学校協働本部図</p> <p>3 地域学校協働本部事務局からの連絡体制について</p> <p>4 地域学校協働活動総括表（令和5年度）</p> <p>5 地域学校協働活動結果報告書</p> <p>6 特別家庭教育講演会、特別青少年教育講演会</p> <p>7 学校評価保護者アンケート結果（高麗川小、高麗川中）</p> <p>8 高麗川小中学校研究だより</p>
<p>会議の経過</p>	<p>1 開会の言葉 栗原会長 新年の災害を通して、地域のつながりが大切だと改めて感じている。高麗川地区も地域のつながりを強くしていけるように、本日の話合いをお願いしたい。</p> <p>2 挨拶 高麗川小学校長 半田 貞晴 今年度はふるさと科(高麗鍋、おもちゃ作り)で小中交流授業を行ったが、広めることにはまだ課題がある。新1年生は3クラスになる予想である。高麗川地区も少子化の傾向。子供たちを大切に迎えたい。大谷選手のから寄贈されたグローブは、院内学級から回して児童が触れられるようにしている。始業式でも児童にキャッチボールをしてもらった。</p> <p>3 説明・協議 (1) 高麗川地区地域学校協働本部組織体制について 今野：組織体制の変更、協力者の追加等の事務は事務局に引き継ぎたい。 →承認</p> <p>(2) 今年度地域学校協働本部への新たな協力者の報告 今野：高麗川小中 PTA 会長、高麗川地区区会長、高麗川地区区内防犯活動の皆さん、お話会、民生・児童委員新井さんの登録をした。 佐々木：社会福祉協議会からの依頼で、福祉教育に携わっている視覚障害者の方を以前推薦した。 半田：確かに4年生の授業で協力していただいた。他にも様々な方に協力していただいている。今後は一覧にまとめたい。 中野：登録の申請と手続きが必要である。 佐々木：今野さんが協力者にすぐに会いに行って、登録者</p>

を探してくださりありがたい。

小坂井：授業として社教の依頼で行っている活動である。
全てを網羅せず皆さんが作業や手続き等で大変にならないように。

佐々木：大変にならないように線引きも必要である。

今野：今後は、毎年行っている活動は総括表にまとめていく。

(3)連絡体制

今野：公民館長から通知文や LINE グループで連絡する。

(4)令和5年度活動報告

今野：入学式児童見守り、畑の栽培活動、読み聞かせ
環境整備、かえでっ子アフタースクール、昔遊び
高麗川中の日、高麗川中合唱祭について
毎年行っている活動は総括表にまとめ、継続する。

(5)その他

今野：公民館が事務局であるが、事務負担が大きい。
事務スタッフがいるとありがたい。

栗原：学校教育課からの予算は、資料作成の印刷代に充ててよいか。→承認

中野：2/28(水)特別青少年教育講演会

3/24(日)特別家庭教育講演会

(6) 学校評価について

林教頭：高麗川小は、「保護者地域との連携」「社会性人間性の育成」「安心安全な教育環境」の3つの評価項目でAとなった。一方で、小中一貫教育については、小中の交流授業も実施しているが、保護者の方には実感が湧かないところもある。今後情報発信が必要である。

藤倉教頭：高麗川中は、小中一貫教育と学力に課題がある。小中一貫教育は、目に見える形で情報発信したい。保護者に見に来てもらうことも必要である。基礎学力についての評価が職員と保護者で10ポイント以上の差がある。中間層が伸び悩んでいるため、学習形態の工夫やタブレットの活用を進めたい。

	<p>自転車の乗り方について、スケアードストレートを行い好評であった。自由記述でいただいた意見は、部会等で検討していく。</p> <p>4 校舎内見学 授業、学校の様子について見学 高麗鍋グランプリ(5年)への投票</p> <p>5 お礼の言葉 高麗川中学校 藤倉教頭 卒業に向けて、小6をスムーズに受け入れて、中1ギャップを無くしたい。中3は社会への門出として、しっかり準備をして卒業させたい。</p> <p>6 閉会の言葉 栗原会長</p>
--	--

日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転

任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

（組織）

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については

、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。